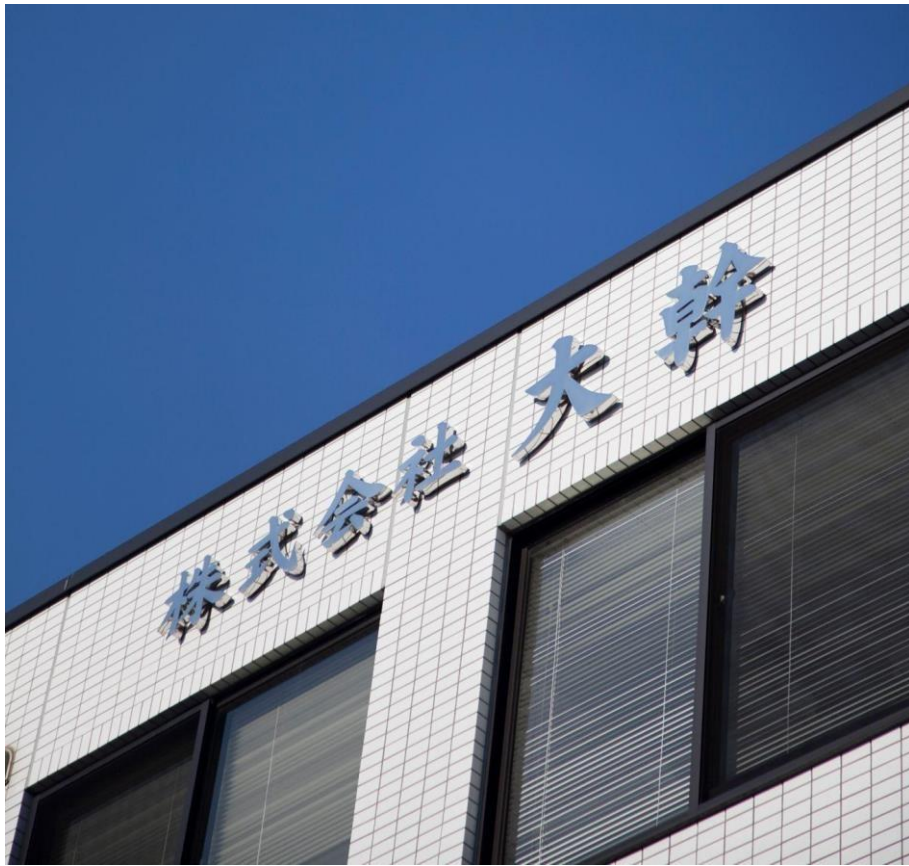


# エコアクション21 環境経営レポート

活動期：2022年7月～2022年12月



作成日 2023年 6月 22日

# 株式会社大幹

## 目次

---

1 組織の概要と対象範囲	1
2 実施体制と役割・責任・権限	3
3 環境基本理念・環境方針	4
4 環境経営実施計画	6
5 環境目標及び取り組みの結果	7
6 環境関連法規等の遵守評価結果 及び訴訟等の有無	12
7 代表者による全体評価と 見直しの結果	17

# 1 組織の概要と対象範囲

## ●名称及び代表者名

株式会社 大幹 代表取締役 小迫尊光

## ●所在地

千葉県千葉市若葉区御成台3丁目1168番地23

## ●事業内容

土木工事、スポーツ施設工事、舗装工事管工事、造園工事

## ●事業規模

施工管理者10名、事務職6名、現場技術者30名  
(内、外国人6名)

## ●会社概要 設立：1988年2月1日

資本金：4,050万円

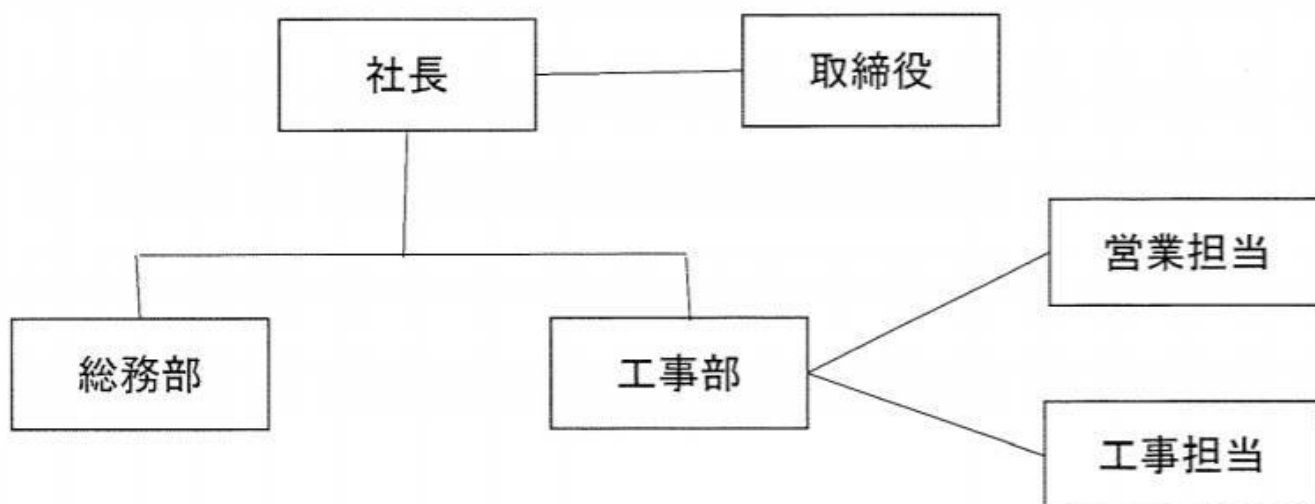
所有：土地1880坪、建物300坪

- 対象範囲登録事業者名 株式会社 大幹
- 対象事業所 本社
- 活動 土木工事、スポーツ施設工事、  
舗装工事、管工事、造園工事
- 対象外 なし



## 2 実施体制と役割・責任・権限

### ●実施体制図



### ●役割・責任・権限

		主な役割と責任及び権限
社長		①法規制要求事項及び顧客要求事項を満たすことの重要性を全職員に周知し、環境方針を定め、実行維持するように全職員に周知・指示する。 ②専門技能・技術・資金等の資源の提供 ③各工事、部門責任者へ、任命と権限の付与・承認 ④経営における課題とチャンスの整理
取締役 (環境管理責任者)		法規制要求事項の確認、環境影響の評価環境目的・目標の立案・実施計画の立案
総務部		環境目的・目標の理解と実施計画の実行、記録
工事部	営業担当	環境目的・目標の理解と実施計画の実行、記録
	工事担当	環境目的・目標の理解と実施計画の実行、記録

# 3 環境基本理念・環境方針

## 環境基本理念

株式会社大幹は、土木・造園全般にわたる社会発展に与することを目的としています。

また、環境には配慮して地域密着を心がけております。環境面では主に、工事現場での資源の有効活用・CO2の排出削減を全従業員に徹底し、社会に貢献します。その他の面では主に、国内外問わず幅広い人材雇用を通じて、誰一人取り残さない社会づくりに貢献します。

社員一人一人が自ら考え、行動することで多様な環境保全に貢献する企業活動に取り組んでいきます。

## 環境方針

1. 当社が該当する環境関連法規、また、同意する要求事項を遵守します。
2. 環境経営活動を継続的に実施し、その活動を定期的に見直すことで継続的な活動に努めます。
3. 環境方針を公表、また、全社員へ周知し、目標の達成に努めます。

4. 以下の取り組みを実施して環境負荷を低減します。

- ①自動車燃料と電力の使用量削減を通して、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- ②太陽光発電を導入することで、自然エネルギーの活用促進に努めます。
- ③分別回収の徹底や使い捨て製品の使用や購入の抑制、廃棄物の可視化、建設副産物の有効活用の促進を通して、廃棄物排出量の削減に努めます。
- ④建設発生土の発生量と再使用量の適切な管理や有効利用の促進を通して、処分する建設発生土の削減に努めます。
- ⑤グリーン購入の促進に努めます。
- ⑥内部及び外部関係者との情報共有を通して、環境コミュニケーションの促進に努めます。
- ⑦地域ボランティア活動への参加を通して、社会貢献活動に努めます。
- ⑧3S（整理・整頓・清掃）活動の実施や空調の定期的なフィルター交換・清掃をして、生産性の向上に努めます。

2021年11月1日

株式会社 大幹

代表取締役 小迫尊光

# 4 環境経営実施計画 2022年7月～12月

環境目標		実施計画	担当部署
二酸化炭素排出量の削減	自動車燃料使用量の削減	車両運転における燃料効率の改善	工事部
		エコカー導入の検討	社長
	電力使用量の削減	冷暖房の使用抑制	総務部・工事部
		未使用機器・照明のスイッチオフ	総務部・工事部
		エネルギー効率の高い機器の導入	社長
自然エネルギーの活用促進	太陽光発電の導入	社長	
	自然エネルギーによる電力・熱供給の促進	木質バイオマスの熱利用の促進	工事部
廃棄物排出の削減	一般廃棄物排出量の削減	分別回収の徹底	総務部・工事部
		使い捨て製品の使用や購入の抑制	総務部・工事部
	産業廃棄物排出量の削減	廃棄物の可視化	工事部
		建設副産物の有効活用の促進	工事部
建設発生土の削減と有効利用増大 再生資材の利用促進	建設発生土の削減と有効利用増大 再生資材利用促進	発生量・再使用量の適正管理	工事部
		有効利用の促進	工事部
水の使用量削減		水道使用時の節水	総務部
		漏水がないかの確認、発生時の適正処置	総務部
環境配慮施工の普及		環境配慮設計案件の受注促進	工事部
グリーン購入の促進		基準適合製品の購入促進	社長
環境コミュニケーションの促進		内部及び外部関係者との情報共有	工事部
社会貢献活動の推進		地域ボランティア活動への参加	総務部
生産性の向上		3S（整理・整頓・清掃）活動の実施	総務部・工事部
		空調機の定期的なフィルター清掃・交換	総務部・工事部

株式会社 大幹 代表取締役 小迫 尊光



# 5 環境目標及び取り組みの結果

---

## ●環境目標及び実績

詳細実績（2022年7月～12月）

次ページへ続く

# 環境経営計画書

※電気のCO2排出係数：0.457kg-CO2/kWh（東京電力）

※ガソリンのCO2排出係数：2.32kg-CO2/L

※軽油のCO2排出係数：2.58kg-CO2/L

※水使用量は管理（水道利用料の支払い）は別企業が扱い、具体的な数値は不明であるため、数値による実績が困難な場合は、行動面での実績で「環境実施計画取り組み評価表」に示す。

※他項目についても数値による具体化が困難な場合は、行動面の実績として「環境実施計画取り組み評価表」に記載する。

※達成度評価

○...目標を達成できた。

△...実績が足りなかった。目標設定に問題があった。

×...実績が大きくなりすぎた。増加した。

環境目標		2022年	(2022年 1月	達成度	コメント	2022年7月	2022年	2022年	2022年	2022年	2022年	2022年	(2022年 7月	達成度	コメント	2023年	2024年			
		目標	~6月)			評価	~2022年12月	実績	実績	実績	実績	実績	実績					実績	~12月)	評価
電力使用量削減 (事務所)	電力使用量 (kWh)	4,510	4,415	○	冷暖房の使用抑制 未使用機器・照明の スイッチオフに取り組 みました。	4,371	759	864	813	655	618	806	4,515	○	冷暖房の使用抑制 未使用機器・照明の スイッチオフ に取り組みました。	事業所の22年の実 績により目標決定	事業所の23年の実 績により目標決定			
	CO2排出量 (kg-CO2)	2,002	2,018	○		1,997	346.8	394.9	371.5	299.6	282.4	368.3	2,064	○						
	前年度比 (%)	99%				99%														
電力使用量削減 (現場)	電力使用量 (kWh)	8,173	4,379	○	冷暖房の使用抑制 未使用機器・照明 のスイッチオフに 取り組みました。	4,336	708	951	913	857	1,813	2,096	7,337	○	冷暖房の使用抑制 未使用機器・照明の スイッチオフ に取り組みました。	事業所の22年の実 績により目標決定	事業所の23年の実 績により目標決定			
	CO2排出量 (kg-CO2)	3,735	2,001	○		1,981	323.5	434.6	417.2	391.6	828.5	957.7	3,353	○						
	前年度比 (%)	99%				99%														
自動車燃料使用量削減	ガソリン	使用量 (L)	16,990	14,766	○	車両運転におけ る燃料効率の改 善に努めまし た。	14,618	3,707	2,714	2,557	3,055	2,501	2,931	17,467	○	車両運転における 燃料効率の改善に 努めました。	事業所の22年の実 績により目標決定	事業所の23年の実 績により目標決定		
		CO2排出量 (kg-CO2)	39,416	34,256	○		33,914	8,601	6,297	5,932	7,088	5,803	6,800	40,522	○					
		前年度比 (%)	99%				99%													
	使用量 (L)	22,758	9,852	○	9,754		503	384	2,796	4,896	7,762	7,853	24,193	○						
	CO2排出量 (kg-CO2)	58,717	25,419	○	25,165		1,297	991	7,214	12,631	20,025	20,261	62,419	○						
前年度比 (%)	99%			99%																
CO2排出量削減 (上記合計)	CO2排出量 (kg-CO2)	103,871	63,694	○		63,057	10,569	8,118	13,934	20,411	26,939	28,387	108,358	○						
自然エネルギーの活用 促進	太陽光発電	発電量(kWh)		4,372.0	○			851.0	772.0	679.0	529.0	468.0	459.0	3,758.0	○					
		前年度比 (%)																		
	木質バイオマス	販売量 再利用	木質バイオマ スの熱利用の 促進	木質バイオマ スの熱利用の 促進	○	木質バイオマス の熱利用の促進	木質バイオマス の熱利用の 促進	木質バイオマス の熱利用の 促進	木質バイオマス の熱利用の 促進	木質バイオマス の熱利用の 促進	木質バイオマス の熱利用の 促進	木質バイオマス の熱利用の 促進	木質バイオマス の熱利用の 促進	○	木質バイオマスの 熱利用の促進	福利厚生の一環とし て、キャンプやBBQな ど利用予定	福利厚生の一環とし て、キャンプやBBQな ど利用予定			
前年度比 (%)																				
一般廃棄物排出量削減	排出量 (kg)	505	495	○	分別回収の徹底、 使い捨て製品の使 用や購入の抑制に 努めました。	490	105	75	95	75	95	80	525	△	分別回収の徹底、 使い捨て製品の使 用や購入の抑制に 努めました。	事業所の22年の実 績により目標決定	事業所の23年の実 績により目標決定			
	前年度比 (%)	99%																		
産業廃棄物排出量削減	排出量 (kg)		684,846	○	廃棄物の可視化	廃棄物の可視化	53,461	91,645	116,045	214,140	205,781	442,957	1,124,029	○	廃棄物の可視化	廃棄物の可視化	廃棄物の可視化			
	前年度比 (%)																			
再生資材利用	再使用量(kg)		480,100	○	建設副産物の有効 活用促進	建設副産物の有 効活用促進	5,000.0	974,300.0	99,700.0	208,000.0	719,420.0	1,071,000.0	3,077,420	○	建設副産物の有効 活用促進	建設副産物の有効活 用の促進	建設副産物の有効活 用の促進			
	処理費用		2,881,118																	
建設発生土の削減と有 効利用増大	排出量 (kg)		17,627,300.0	○	建設副産物の有効 活用促進	建設副産物の有 効活用促進	394,400.0	639,200.0	0.0	11,900.0	4,401,300.0	12,034,300.0	17,481,100.0	○	建設副産物の有効 活用促進	建設副産物の有効活 用の促進	建設副産物の有効活 用の促進			
	再利用率 (kg)		149,600.0											0.0						
	有効利用率 (%)		0.00%								#DIV/0!	0.00%	0.00%	0.00%				0.00%		
	前年度比 (%)																			
水の使用量削減	理解取り組み			○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み				
	前年度比 (%)																			
環境配慮設計の普及	環境配慮型設計受注量	環境配慮施工の 理解取り組み	環境配慮施工の 理解取り組み	○	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	○	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み	環境配慮施工の理 解取り組み				
	前年度比 (%)																			
グリーン購入の促進	検討予定		随時検討	○	随時検討	検討予定	随時検討	随時検討	随時検討	随時検討	随時検討	随時検討	○	随時検討	随時検討	随時検討				
	前年度比 (%)																			
環境コミュニケーションの 促進	内部及び外部 関係者との情 報共有	内部及び外部 関係者との情 報共有	内部及び外部 関係者との情 報共有	○	内部及び外部関係 者との情報共有	内部及び外部関係 者との情報共有	内部及び外部関係 者との情報共有	内部及び外部関係 者との情報共有	内部及び外部関係 者との情報共有	内部及び外部関係 者との情報共有	内部及び外部関係 者との情報共有	内部及び外部関係 者との情報共有	○	理解取り組み	内部及び外部関係者 との情報共有	内部及び外部関係者 との情報共有				
	前年度比 (%)																			
社会貢献活動の推進	地域ボランティア 活動への参 加	地域ボランティア 活動への参 加	地域ボランティア 活動への参 加	○	地域ボランティア 活動への参加	地域ボランティア 活動への参加	地域ボランティア 活動への参加	地域ボランティア 活動への参加	地域ボランティア 活動への参加	地域ボランティア 活動への参加	地域ボランティア 活動への参加	地域ボランティア 活動への参加	○	地域ボランティア活 動への参加	地域ボランティア活 動への参加	地域ボランティア活 動への参加				
	前年度比 (%)																			
生産性の向上	理解取り組み			○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み	○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み				
	前年度比 (%)																			

# ●環境目標に対する達成度及び評価と是正

環境目標		達成度評価	コメント	2022+1年度目標	2022+3年度目標
二酸化炭素排出量の削減	自動車燃料使用量の削減	○	工場の現場の場所、事務所、工程により電力や燃料の使用状況が変動するので、削減取り組みはするが、評価が難しい。	工場の現場の場所、事務所、工程により電力や燃料の使用状況が変動するので、削減取り組みはするが、評価が難しい。	工場の現場の場所、事務所、工程により電力や燃料の使用状況が変動するので、削減取り組みはするが、評価が難しい。
	電力使用量の削減	○			
自然エネルギーの活用促進	自然エネルギーによる電力・熱供給の促進	△	福利厚生の一環として薪を使用するキャンプやBBQなど利用計画がコロナで自粛となり十分活用できなかった。	福利厚生の一環として、キャンプやBBQなど利用予定。	福利厚生の一環として、キャンプやBBQなど利用予定。
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物排出量の削減	○	節電、節水、コピー用紙やファイル等再利用に努めた。	節電、節水、コピー用紙やファイル等再利用に努める。	節電、節水、コピー用紙やファイル等再利用に努める。
	産業廃棄物排出量の削減	○			
建設発生土の削減と有効利用増大	建設発生土の削減と有効利用増大	一	発注先の設計書によるところがあるので、評価不可。	発注先の設計書による	発注先の設計書による。
水の使用量削減		○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み
環境配慮施工の普及		○	環境配慮施工の理解取り組み。	環境配慮施工の理解取り組み。	環境配慮施工の理解取り組み。
グリーン購入の促進		×	在庫品があり、グリーン購入品の購入に至らなかった。	事務所備品、文房具等グリーン購入予定。	事務所備品、文房具等グリーン購入予定。
環境コミュニケーションの促進		○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み
社会貢献活動の推進		○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み
生産性の向上		○	理解取り組み	理解取り組み	理解取り組み

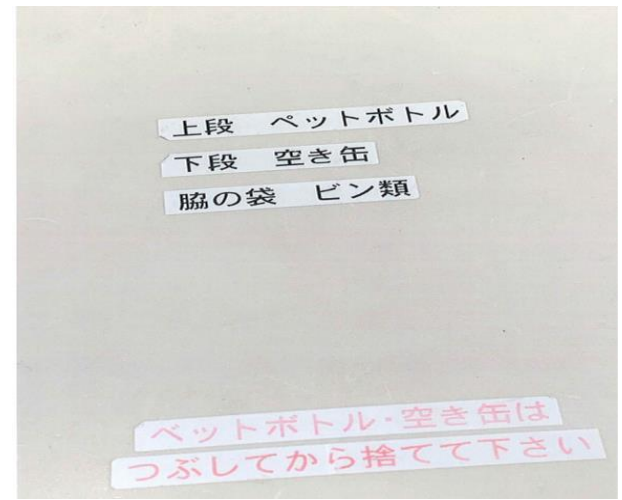
※達成度評価 ○・・・計画通りに実行できた。

△・・・不十分であった。改善の余地がある。

×・・・実行できなかった。



環境にやさしい製品の使用



ゴミの分別



節電・節水を促す掲示

太陽光発電のデータ確認



再生紙ボックスと 環境教育（社内報）



ボランティア活動への参加



薪の活用



朝礼の様子

## 6 環境関連法規等の遵守評価結果及び訴訟等の有無

---

- 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反・起訴等の有無

※関係当局より違反等の指摘はありませんでした。

法規制等管理表兼記録表 次ページに続く

承認	作成
神森	古川
R4.9.1	R4.9.1

## 法規制等管理表兼記録表

注：法規制等の順守状況の監視は毎年6月又は臨時に各部門の環境委員が自組織について実施し、順守していれば○、観察事項△、不十分×を“順守評価結果”欄に記入する。

法令名等		順守事項			適用対象		順守評価結果	
法令名	規制条項	規 制	基 準	届 出	報 告	該当部署	具体的活動 (評価は順守状況で判定)	評価者 (古川 神森)
①自動車NOxPM法	法4条 法12条,令4,規則4 法15,16条	NOx及びPM(粒子状物質)規制の対象となる地域が政令で定められている。 大気汚染の主な原因となる自動車が政令で指定されている。 事業者は事業所管大臣が定めた事業者の判断基準に従い、排出抑制の義務がある。				工事部 工事部 工事部	協力会社の車両の監視徹底 対策ワッペンの有無確認 "	○ ○ ○ ○ ○
②資源有効利用促進法	法4条  経産一環令1	製品を長期間使用,使用済み物品等を再生資源もしくは再生部品として利用,副産物を再生資源として利用するよう勤める。 自主回収及び再資源化のため、パソコンは、メーカー又は3R推進センターに引取らせる。				工事部  工事部	条文の順守  廃棄物管理手順書による。	○ ○  ○
③下水道法	法10条 法10,11条	公共下水道の排水区域内の土地の所有者,使用者,占有者。 公共下水道の使用が開始された場合,その土地の下水を公共下水道に流入させるための排水管,排水渠等の設備を設置しなければならない。 新規,増改築等により公共下水道を使用し,50m <sup>3</sup> /日を排出する場合,使用開始等の届出。				工事部 "	設置する  該当なし(3m <sup>3</sup> /日)	○ ○
④河川法	法25条 法26条 法27条 法29条	河川内の土石の採取をする場合は、河川管理者に届出。 河川内にて、工作物の新築・改築又は消去する場合は河川管理者に届出。 河川内にて、土地の掘削、盛土、切土、その他土地京城を変える場合は河川管理者に届出 河川管理に支障を及ぼす行為は禁止し、制限し、もしくは河川管理者の許可を得る。		○ ○ ○ ○		工事部 " " "	条文順守 " " "	○ ○ ○ ○
⑤騒音規制法	法14条 法15条	騒音発生の特定制建設作業届出。 詳細は、市の「騒音・振動規制のてびき、建設工事編」参照		○		工事部 "	条文順守 規制順守	○ ○
⑥振動規制法	法14条 法15条	振動発生の特定制建設作業届出。 詳細は、市の「騒音・振動規制のてびき、建設工事編」参照		○		工事部 "	条文順守 規制順守	○ ○
⑦悪臭防止法	法3条	規制地域の指定〔都道府県知事〕規制基準 施行規則別表一参照					該当なし	
⑧PRTR法	法2条,令4	指定化学物質を提供する時は、相手方にMSDSを提供。				工事部	令別表1,2)該当品順守。受領側はMSDSを社員周知。	○
⑨家電リサイクル法	法6条	特定家庭用機器をなるべく長期間使用し,廃棄物となることを抑制する 廃棄物として排出する場合は,運搬する者等に適正に引き渡し,料金の支払いに応じる				工事部 工事部	条文の順守 処理を家電店へ委託	○ ○
⑩自動車リサイクル法	法8条 法78条	自動車の保有者は,使用済み自動車を引取業者に引き渡さなければならない。 資源管理法人に情報管理託金を支払わなければならない。				工事部	許可取得業者へ処理委託	○
⑪千葉市路上喫煙防止条例	例5条 例7条	市民及び事業者は,この条例の目的を達成するために市の施策に協力する。 何人も路上喫煙をしないよう努める。				工事部	全社員に適宜朝礼時に説明し周知励行。	○ ○
⑫環境の保全と創造に関する県条例	例63条	特定建設作業を行うものは市へ届出。 詳細は、市の発行の「騒音・振動規制のてびき、建設工事編」参照		○		工事部	条文順守。	○

注：法規制等の順守状況の監視は毎年6月又は臨時に各部門の環境委員が自組織について実施し、順守していれば○、観察事項△、不十分×を“順守評価結果”欄に記入する。

法令名等		順守事項			適用対象		順守評価結果	
法令名	規制条項	規 制	基 準	届 出	報 告	該当部署	具体的活動 (評価は順守状況で判定)	評価者 (古川、神森)
⑬廃棄物処理法	令3 令3、令6 法3、令3、規8、規1の5 令3 法12の3、法6の2-6 法12条3、法6の2-6 法12条の31項、 則8の19～21、26～34 法12-4、令6の2 法12条3 規8の19 法12条7、規8の29 法16条 法16条2	積替え以外の保管の禁止 保管場所に囲い設置 保管場所に掲示板設置 保管場所からの飛散、流出、土壌浸透、悪臭発散、害虫発生防止 収集運搬処理の委託等 運搬は運搬業者に、処理は処理業者に各々委託 産業廃棄物管理票の発行等、委託契約書の内容、保管年数5年 産業廃棄物管理票記載事項、所在地を管轄する都道府県知事へ発行状況報告等。 委託契約書に添付すべき書面等。 管理票の交付 専ら再生利用目的の産廃を収集・運搬・処分業者に委託する場合は、管理票の交付は不要。 管理票の戻り日が期限内か確認。期限内に戻らない場合の知事への報告。 みだりに廃棄物を捨てない。 廃棄物焼却の禁止		○	○	工事部 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	廃棄物管理手順書による。 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	○ ○
	法2条の5、令2の4 法12条2-4、令6の6 法12の2の6 法12条2-4、令6の4 規8の4の3 法12条3	特管物の定義：爆発性、毒性、感染性等の性質をもつもの。(廃油、廃酸、廃アルカリ・・・等) 特管物の運搬処分を外部委託するものは1)種類、数量、性状、荷姿、取扱方法を通知。 事業場毎に、廃棄物処理適正化のため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置。 委託契約書は契約の日から5年間保存 管理票の交付 管理票の戻り日が期限内か確認				工事部	廃油は、重機類等のメンテ 時業者に処理委託。一般車 両は給油所で処理委託。	○ ○
	法7、12 法12条1、令6	一般廃棄物の収集、運搬を行うものは市町村長の許可を得る。 運搬者に省令により運搬車である旨表示。 収集運搬には廃棄物の飛散、流出、悪臭、騒音振動の防止。 積替えには、①周囲を囲い、積替場所であることを表示②積替え場所から飛散、流失、地下浸透、悪臭発散を防止③積替場所でのねずみ、蚊、害虫発生防止。 積替保管基準は、①積替目的以外の保管禁止②周囲に囲い③見やすい箇所に掲示(60×60cm以上、保管場所である旨、産廃種類、管理者と連絡先、最大積上げ高さ、保管可能数量)④保管場所からの飛散、流失、地下浸透、悪臭発散防止⑤汚水浸透防止のため溝、底面被覆処置⑥直積みの場合積上げ基準順守⑦保管場所でねずみ、害虫発生防止⑧保管数量は1日排出量の7倍以下とする。		○		工事部 〃 〃 〃 〃 〃	条文順守。 〃 〃 〃 〃 〃	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
⑭千葉市廃棄物の適 正処理及び再利用関 する条例	例13条 例13条の2 例19条 例22条の1 例22条の2 例27条の1、2	事業系廃棄物の減量に努める。 再生資源及び再製品の利用に努める。(再生資源の利用の促進に関する法律2条1項) 事業者は、事業系廃棄物を自己責任にて処理。 事業者は、事業系廃棄物を再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等減量に努める。 事業者は、事業系一般廃棄物を適正に分別排出する。 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する施設に運搬する時は事業系一般廃棄物管理票を市長に提出。また、運搬委託する業者には同票を交付。				工事部 〃 〃 〃 〃 〃	廃棄物管理手順書による。 〃 〃 〃 〃 〃	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



注：法規制等の順守状況の監視は毎年6月又は臨時に各部門の環境委員が自組織について実施し、順守していれば○、観察事項△、不十分×を“順守評価結果”欄に記入する。

法令名等		順守事項			適用対象		順守評価結果	
法令名	規制条項	規 制	基 準	届 出	報 告	該当部署	具体的活動 (評価は順守状況で判定)	評価者 (古川 神森)
⑮道路交通法	法 77 条	道路において作業する場合は、警察署長に届出。 公道の掘削等の工事をする時の規制		○		工事部	条文順守	○
⑯建設リサイクル法	法 2 条の 6 法 9 条 法 12 条 法 16 条 法 18 条	特定建設資材廃棄物の定義（コンクリート、コンクリートと鉄混合建設資材、木材、アスファルト・コンクリート） 特定建設資材廃棄物について一定規模の工事（解体 80m <sup>3</sup> 、新築 500m <sup>3</sup> ）では分別解体する。 発注者の知事への届出事項を下請けに説明。 特定建設資材廃棄物について、再資源化をする。ただし、主務省令合致すれば減縮でよい。 業者は、再資源化が完了したことを、発注者に報告し、記録を保管する。			○ ○	工事部 " " " "		○ ○ ○ ○ ○
⑰労働安全衛生法 労働安全衛生規則 機械並びに危険物・・・	法 20 条～25 条 令 18 条 法 101 条の 2、令 18 の 2 法 25 条 法 28 条	危険防止措置：機械、器具その他の設備（機械等）の危険箇所、危険物取扱の掲示 健康障害防止措置：原材料、ガス、蒸気、粉塵、病原体等／放射線、超音波、騒音、等保護維持処置 通知対象物質：納入業者から文書（MSDS）受領し、社員に、周知 作動部分上の突起物等の防護措置の実施。 安全装置等の有効保持の実施。				工事部 " " " "	該当箇所は条文順守。 該当なし。 令[別表 9]該当品実施。 条文順守 "	○ ○ ○ ○ ○
⑱千葉市火災予防条例	法 4 章 1 節  法 4 章 2 節	指定数量の 1/5 未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（保管場所が安全である。 火気を使用しない。容器が安全である。転倒落下しない。危険物と相互接近しない。粗暴な扱いをしない。残滓の処理は安全な方法。整理清掃。）等 屋外で貯蔵及び取扱場合の技術基準				工事部	添付表に基づき条文技術基準順守。	○
⑲消防法	法 2 条、令 1 法 9 条の 3、令 1 の 12 法 9 条の 4	危険物：法[2 別表 1]を参照。 指定可燃物に関する市条例第 4 章の 2 節 33 条の規準を順守定めの順守。 少量危険物の貯蔵及び取扱い設備は市条例第 4 章の 1 節 30 条の規準を順守。		○		工事部 " "	第 4 類危険物の取扱順守。 条文順守 条文順守。	○ ○ ○
⑳道路法	法 32 条	道路に、工作物、物件、又は施設を設け、継続使用する場合道路管理者に許可を得る。		○		工事部	条文順守	○
㉑近隣との協定		該当すれば、特記仕様書に明記する。				工事部	協定順守	○
㉒工事特記仕様書		契約図書特記事項による。				工事部	仕様順守	○
㉓高圧ガス保安法	法 24 条 2～4  令 7 の 2 24 条の 5	特定高圧ガス（液化石油ガス（プロパン）、液化酸素等）を消費する場合に特別な注意が必要。消費のための施設の構造又は消費方法など書面にて都道府県知事に届出。 酸素は質量 3000KG 以上が特定高圧ガス。 消費のための、一般高圧ガス保安規則 60、99 条、液化石油ガス保安規則 58、97 条に従う。					該当なし。	—
㉔市民の健康と環境を確保する環境に関する条例	例 104 条	粒子状物質等の排出量がより少ない車両への転換、低公害車の積極的導入				工事部	努力義務とする。	—
㉕大気汚染防止法	法 2 条 6、令 3 条 令 3 条 法 2 条 8、令 3 条の 2	一般粉塵発生施設 鉱物又は堆積物平面が 1000m <sup>2</sup> （別表第 2） 特定粉塵（石綿）排出等作業、湿式のものと及び密閉式のものを除く（別表第 2 の 2）					該当なし。	—

注：法規制等の順守状況の監視は毎年6月又は臨時に各部門の環境委員が自組織について実施し、順守していれば○、観察事項△、不十分×を“順守評価結果”欄に記入する。

法令名等		順守事項適用対象			適用対象		順守評価結果	
法令名	規制条項	規 制	基 準	届 出	報 告	該当部署	具体的活動 (評価は順守状況で判定)	評価者 (古川 神森)
②⑥エネルギーの使用の合理化に関する法律	法3条の2	経済産業大臣が定める基本方針に留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。	建築物（延べ面積2000m <sup>2</sup> 以上で住宅以外の建物）の施工。				努める。	—
	法15条の2						該当なし。	—
②⑦水質汚濁防止法	法5条 法14条の6	法律の対象工場及び事業場：令[別表1]参照 公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努める。国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力する。				工事部	該当なし 努力義務とする。	—
②⑧土壤汚染対策法	法4.7条 法4条 令3	法の対象者：土壌の特定有害物質により健康被害が生ずる恐れがある土地の所有者。 自治体は、土地の所有者に対して、指定期間に所定の方法で調査させて、結果を報告させる。					該当なし	—
②⑨フロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	法16条	管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 簡易点検・定期点検 漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 点検・整備の記録・保存				工事部	条文順守	○
②⑩オフロード法 (特定特殊自動車排出ガスの規制)	法4条	特定特殊自動車排出ガスの抑制の為に必要な措置を講ずる。				工事部	条文順守	○

# 7 代表者の見直し

## ●代表者による全体評価と見直しの結果

### (1) 全体の評価

EA21 の取り組みを始めてから、環境問題に対して現場や事務所で身の回りのできることを取り組み、環境への負荷軽減に努めております。社内報で環境や安全に配慮した記事を掲載し、知識の共有につとめました。環境経営方針、目標、計画、実施体制については、現行を継続することとします。

### (2) 今後の目標

建設業界では、建設機械の二酸化炭素排出量が多く、少しでも二酸化炭素排出量を削減することが課題の一つです。

弊社でも、今後は建設機械車両、普通自動車において、ハイブリッド車の利用、購入を検討したいと考えています。ハイブリッド車は、電気自動車のインフラ充電ステーションが整っていない現場でも利用しやすいです。しかし、現実的にはコストが高く、購入利用するのに難点があります。

また、建設機械車両メーカー各社が、航空燃料の SAF

(Sustainable Aviation Fuel) のような従来の建設機械にそのまま利用できる二酸化炭素排出量の少ない代替燃料の研究開発してくれることを期待しています。それまでは、今まで通りの取り組み方法で微力ながらも一人一人が環境への意識を高め、身近な事から出来ることを実践し継続したいと思っております。

株式会社 大幹  
代表取締役 小迫 尊光